

各種申請書類等送付票(ラベル)

各種申請書や中小企業診断士登録事項変更届出書等の送付に当たっては、中小企業診断士登録証や各種証明書類といった重要書類を添付していただく必要があることから、郵送中の事故等による紛失や、紛失に伴う個人情報の漏えい等が懸念されます。

また、中小企業庁では、各種申請書類等を受理しなければ申請や届出の事務処理が行えません。

郵送中の事故等により、中小企業庁に各種申請書類が届かない事態となると、最悪の場合、登録が削除されてしまう等の思わぬ不利益を被る可能性があります。

つきましては、各種申請書類等を中小企業庁にご送付いただく際には、簡易書留等の配達状況が確認できる確実な方法により送付されることをお勧めいたします。

- ◆ 送付票を点線で切離し、封筒に貼ってご使用ください。
- ◆ 下記郵便料金は平成26年4月1日現在のものですので、送付時にご確認願います。

簡易書留

〒100-8912
東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省 中小企業庁
経営支援部 経営支援課
中小企業診断士担当 行

※郵便料金:基本料金+310円(加算)(損害要償額5万円まで)

一般書留

〒100-8912
東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省 中小企業庁
経営支援部 経営支援課
中小企業診断士担当 行

※郵便料金:基本料金+430円(加算)(損害要償額10万円まで)
さらに5万円ごとに+21円(上限500万円)

一般書留

配達証明

〒100-8912
東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省 中小企業庁
経営支援部 経営支援課
中小企業診断士担当 行

※郵便料金:基本料金+430円(一般書留加算)+310円(加算)差出時
(差出後に依頼される場合は、+430円(加算)となります。)
(損害要償額は一般書留参照)